

令和7年度

八代市公営企業会計

経営健全化審査意見書

八代市監査委員

八市監第2038号
令和8年8月28日

八代市長 小野 泰輔 様

八代市監査委員	野々口 正 治
同	安 土 裕二郎
同	大 倉 裕 一

令和7年度八代市公営企業会計
経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度八代市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

八代市公営企業会計経営健全化審査意見

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	資金不足比率の状況	1
	(1) 資金不足比率	1
	(2) 資金不足比率の算定方法	2
6	意見	3

1 審査の対象

令和7年度 八代市水道事業会計
令和7年度 八代市簡易水道事業会計
令和7年度 八代市下水道事業会計

2 審査の期間

令和8年6月30日から同年8月24日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

5 資金不足比率の状況

令和7年度公営企業会計の決算に基づく資金不足比率及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に規定する経営健全化基準は、次のとおりである。

(1) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業の資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率であり、経営健全化基準は20%である。

水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計について、資金の不足額は発生していないため、記載すべき比率はなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

(単位：%)

会計名	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

※ 「—」は、資金の不足額がないことを表す。

※ 地方公共団体は、公営企業（法適用企業にあつては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、基準以上となった要因の分析や、基準未達とするための方策等について定める経営健全化計画を、議会の議決を経て策定する必要がある（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条、第24条）。

(2) 資金不足比率の算定方法

資金不足比率の算定方法については、次のとおりである。

なお、資金不足比率の算定に用いる資金の不足額については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第16条の規定に基づき算定される。

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}^{\ast 1}}{\text{事業の規模}^{\ast 2}} \times 100$$

※1 資金の不足額：（流動負債－流動負債のうち建設改良費等企業債残高＋固定負債のうち建設改良費等以外企業債残高）－（流動資産－流動資産のうち繰越事業に係る特定収入）－ 解消可能資金不足額^{※3}

※2 事業の規模： 営業収益の額－受託工事収益の額

※3 解消可能資金不足額： 事業の性質上、事業の開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生ずる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

資金の不足額、事業の規模、資金不足比率

（単位：千円、％）

項目 / 会計名		水道事業会計	簡易水道事業会計	下水道事業会計
資金の 不足額	流動負債 ①	111,338	106,324	2,166,139
	流動負債のうち建設改良費等企業債残高 ②	67,970	96,748	1,707,664
	固定負債のうち建設改良費等以外企業債残高 ③	0	21,988	2,200
	流動資産 ④	867,781	31,553	983,033
	流動資産のうち繰越事業に係る特定収入 ⑤	0	0	0
	解消可能資金不足額 ⑥	0	262,674	0
	資金の不足額 (①-②+③)-(④-⑤)-⑥	△824,413	0	△522,358
事業の規模	営業収益の額 ⑦	527,301	54,086	1,620,531
	受託工事収益の額 ⑧	255	2	0
	事業の規模 ⑦-⑧	527,046	54,084	1,620,531
資金不足比率（資金の不足額/事業の規模）		—	—	—

※ 資金の不足額の欄において「△」で示した値は、資金剰余額を表す。

※ 解消可能資金不足額を控除する場合は、資金剰余額は発生せず資金の不足額は0円となる。

6 意見

令和7年度の水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計は、資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されなかった。

なお、簡易水道事業会計の資金の不足額の算定においては、法令の規定により解消可能資金不足額を控除したため、資金の不足額は生じていない。しかし、当該事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や施設の老朽化など、今後も厳しい状況が続くことが見込まれることから、資金不足解消と経営健全化に向けた不断の改善努力が必要である。

各会計とも、人口減少や老朽化更新費の増加などの構造的な課題を抱えていること、加えて、昨今の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえた非常時対応能力の強化も不可欠であることなどを踏まえつつ、中長期的な視点に立った経営基盤を確立しながら、引き続き、事業の持続可能性の確保に努められたい。